取扱表示

表1　洗濯処理

番号	記号	記号の意味
190		・液温は95℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
170		・液温は70℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
160		・液温は60℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
161		・液温は60℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
150		・液温は50℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
151		・液温は50℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
140		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
141		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
142		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
130		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
131		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
132		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
110		・液温は40℃を限度とし、手洗いができる
100		・家庭での洗濯禁止

表2　漂白処理

番号	記号	記号の意味
220		・塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白ができる
210		・酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
200		・塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止

表3　タンブル乾燥

番号	記号	記号の意味
320		・タンブル乾燥ができる（排気温度上限80℃）
310		・低い温度でのタンブル乾燥ができる（排気温度上限60℃）
300		・タンブル乾燥禁止

表4　自然乾燥

番号	記号	記号の意味
440		・つり干しがよい
445		・日陰のつり干しがよい
430		・ぬれつり干しがよい
435		・日陰のぬれつり干しがよい
420		・平干しがよい
425		・日陰の平干しがよい
410		・ぬれ平干しがよい
415		・日陰のぬれ平干しがよい

※ぬれ干しとは、洗濯機による脱水や、手でねじり絞りをしないで干すことです。

表5　アイロン仕上げ

番号	記号	記号の意味
530		・底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる
520		・底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げができる
510		・底面温度110℃を限度としてスチームなしでアイロン仕上げができる
500		・アイロン仕上げ禁止

表6　ドライクリーニング

番号	記号	記号の意味
620		・パークロロエチレン及び石油系溶剤によるドライクリーニングができる
621		・パークロロエチレン及び石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
610		・石油系溶剤によるドライクリーニングができる
611		・石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
600		・ドライクリーニング禁止

表7　ウエットクリーニング※

番号	記号	記号の意味
710		・ウエットクリーニングができる
711		・弱い操作によるウエットクリーニングができる
712		・非常に弱い操作によるウエットクリーニングができる
700		・ウエットクリーニング禁止

※ウエットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げまで含む洗濯です。

付記用語について

記号で表せない取扱情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語や文章で付記されます。（事業者の任意表示）

考えられる付記用語の例：**「洗濯ネット使用」「裏返しにして洗う」「弱く絞る」「あて布使用」** など

特別注意事項の表示

101 ページ 雑貨工業品：**合成洗剤** 105 ページ 雑貨工業品：**住宅用又は家具用の洗浄剤**（酸性タイプ）

- 表示が義務づけられているのは、定められた試験（酸性タイプ）で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する商品である。
- 次に掲げる表示事項を表示する。
- 容器ごとに、商品名の記載のある面と同一の目立つ箇所に記載する。

・枠囲い（白地）が必要。
・「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りで２８ポイント以上、「危険」の文字は赤色で４２ポイント以上とする。

・枠囲いが必要。文字は赤系色で表示すること。
・文字の大きさは「使用上の注意」の文字より8ポイント以上大きくすること。
・容器、ラベル等の色により目立たない場合は、ラベルや枠内の色を変える等、目立つように工夫すること。

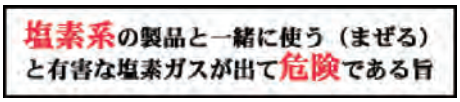

・枠囲いが必要。
・「塩素系」「危険」の文字は赤系色とし、文字の大きさは「使用上の注意」より４ポイント以上大きくすること。それ以外の文字は「使用上の注意」より１ポイント以上大きくすること。

105 ページ 雑貨工業品：**住宅用又は家具用の洗浄剤**（塩素系）
70 ページ 雑貨工業品：**衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤**
106 ページ 雑貨工業品：**台所用、住宅用又は家具用の磨き剤：クレンザー**

- 表示が義務づけられているのは、定められた試験（塩素系）で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する商品である。
- 次に掲げる表示事項を表示する。
- 容器ごとに、商品名の記載のある面と同一の目立つ箇所に記載する。

・枠囲い（白地）が必要。
・「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りで２８ポイント以上、「危険」の文字は赤色で４２ポイント以上とする。

・枠囲いが必要。文字は黄系色で表示すること。
・文字の大きさは「使用上の注意」の文字より８ポイント以上大きくすること。
・容器、ラベル等の色により目立たない場合は、ラベルや枠内の色を変える等、目立つように工夫すること。

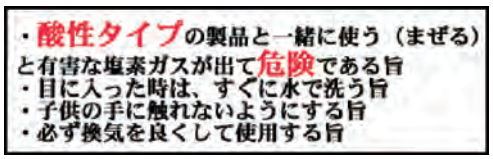

・枠囲いが必要。
・「酸性タイプ」「危険」の文字は赤系色とし、文字の大きさは「使用上の注意」より４ポイント以上大きくすること。それ以外の文字は「使用上の注意」より１ポイント以上大きくすること。

家庭用品品質表示法 Q&A …→ よくある質問

Q1

家庭用品に原産国を表示する必要はありますか?
家庭用品に原産国を表示する場合は、どのようにすればよいのですか?

A1

原産国表示 について

「家庭用品品質表示法」上では、家庭用品について原産国を表示することは義務づけられていません。原産国を表示する場合の基準も定められていません。

商品の原産国の表示については、「景品表示法」(不当景品類及び不当表示防止法[昭和37年法律第134号])上、「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和48年公正取引委員会告示第34号)において一定の基準があります。

消費者庁表示対策課
TEL03-3507-8800(代表)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/case_005/

Q2

家庭用品品質表示法の対象商品を日本に輸入して販売したいのですが、家庭用品品質表示法に基づく表示は必要ですか?

A2

輸入商品に関する表示 について

日本国内で一般消費者に対し対象商品の販売を行う場合は、家庭用品品質表示法に基づいた表示が必要です。

また、表示者名、連絡先の表示については、表示内容に責任を持てるところが表示者になりますので、すなわち、日本国内に営業拠点のある事業者(輸入事業者、販売業者、表示業者のいずれか)ということになります。

さらに、消費者に見やすく分かりやすい表示が必要ですので、表示言語は日本語になります(ただし、繊維規程の指定用語である"COTTON""WOOL"等は除きます)。

Q3

平成29年3月の雑貨工業品品質表示規程等の改正で、「蓋」、「籠」等の用語がひらがなから漢字に変更されましたが、従来どおり、「ふた」、「かご」と表示することに問題になりますか?

A3

漢字表記 について

指定用語以外の表示については、消費者にとって分かりやすい表示であれば、ひらがなで表示しても問題ありません。

Q4

表示部分の大きさ、文字の大きさは決められていますか?

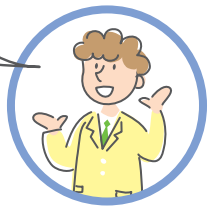

A4

表示方法 について

表示部分の大きさ、文字の大きさに関する決まりはありません。しかし、消費者が容易に確認できる表示を行ってください。

ただし、「合成洗剤」「住宅用又は家具用の洗浄剤」「漂白剤」「クレンザー」等の一部商品については、「特別注意事項の表示」として枠を設け、文字の色、文字の大きさ等について決められているものがあります。本ガイドブックの各品目のページにおいて指示されていますので、確認してください。

Q5

表示者名は、略称でもよいですか?

A5

表示者名の記載 について

表示者名の記載は、社名・団体名は法人登記された正式名称で記載してください。商標やブランド名は認められていません。ただし、「株式会社」を(株)、「有限会社」を(有)と省略することは認められています。

また、連絡先として「住所又は電話番号」となっていますが、住所と電話番号の両方を表示してもよいです。ただし、住所は都道府県名から、電話番号は市外局番から表示してください。電話番号はフリーダイヤルも認められていますが、FAX、PHS、携帯電話は認められていません。

Q6

業務用品は表示の対象となりますか?

A6

業務用品の表示 について

業務用を目的とした品物については、「家庭用品品質表示法」の対象外です。しかし、業務用であっても、ホームセンターなどで一般消費者に対して販売する可能性がある商品については表示が必要となります。

Q7

非売品(ふろくやプレゼントなど)は表示の対象となりますか?

A7

非売品 について

非売品については、「家庭用品品質表示法」の対象外です。しかし、非売品であっても、一般消費者に対して販売をする可能性がある商品については表示が必要となります。

家庭用品品質表示法

「家庭用品品質表示法」はここに定められているとおりです。
なお、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品の各規程等については、
ホームページにてご覧いただけます。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/law/law_01.html

（昭和３７年５月４日　法律第１０４号）

改正	昭和	４８年	６月	６日	法律第　３１号
	昭和	５９年	５月	１日	法律第　２３号
	平成	８年	５月	２２日	法律第　４４号
	平成	１１年	７月	１６日	法律第　８７号
	平成	１１年	１２月	２２日	法律第　１６０号
	平成	１１年	１２月	２２日	法律第　２０４号
	平成	２１年	６月	５日	法律第　４９号
	平成	２３年	６月	２３日	法律第　７０号
	平成	２３年	８月	３０日	法律第　１０５号
	平成	２３年	１２月	１４日	法律第　１２２号

（目的）

第一条　この法律は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「家庭用品」とは、次に掲げる商品をいう。

一　一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの

二　前号の政令で定める繊維製品の原料又は材料たる繊維製品のうち、需要者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、同号の政令で定める繊維製品の品質に関する表示の適正化を図るにはその品質を識別することが特に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの

２　この法律で「製造業者」とは、家庭用品の製造又は加工の事業を行う者をいい、「販売業者」とは、家庭用品の販売の事業を行う者をいい、「表示業者」とは、製造業者又は販売業者の委託を受けて家庭用品に次条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。第四条第一項において同じ。）の規定により告示された同条第一項第一号に掲げる事項を表示する事業を行う者をいう。

（表示の標準）

第三条　内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、家庭用品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

一　成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項

二　表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項

２　内閣総理大臣は、前項の規定により表示の標準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

３　内閣総理大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

４　経済産業大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項が定められることにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる。

５　前三項の規定は、第一項の規定により定めた表示の標準となるべき事項の変更について準用する。

（指示等）

第四条　前条第三項の規定により告示された同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同条第三項の規定により告示された同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者、販売業者又は表示業者（以下「違反業者」と総称する。）があるときは、内閣総理大臣又は経済産業大臣（違反業者が販売業者（卸売業者を除く。）である場合にあつては、内閣総理大臣）は、当該違反業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

２　次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一　内閣総理大臣　経済産業大臣

二　経済産業大臣　内閣総理大臣

３　内閣総理大臣は、第一項の指示に従わない違反業者があるときは、その旨を公表することができる。

４　経済産業大臣は、第一項の規定による指示をした場合において、その指示に従わない違反業者があるときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定によりその旨を公表することを要請することができる。

（表示に関する命令）

第五条　内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者、販売業者又は表示業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項について表示をする場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてすべきことを命ずることができる。

第六条　内閣総理大臣は、生活必需品又はその原料若しくは材料たる家庭用品について、表示事項が表示されていないものが広く販売されており、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。

２　内閣総理大臣は、前項の規定による命令をする場合には、当該表示事項に関し、現に前条の規定による命令をしている場合を除き、あわせて同条の規定による命令をしなければならない。

第七条　内閣総理大臣は、前条第一項に規定する場合において、製造業者、販売業者又は表示業者によつては当該家庭用品に係る表示事項を適正に表示することが著しく困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品については、内閣総理大臣が表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。

第八条　前条の規定の適用については、家庭用品ごとに、内閣総理大臣の認可を受けた者のした当該表示事項の表示は、同条の規定により内閣総理大臣がしたものとみなす。

２　内閣総理大臣は、前項の認可の申請をした者が、当該申請に係る家庭用品の品質を識別する能力があり、かつ、同項に規定する表示を公正に行う者であると認めるときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の認可をしなければならない。

一　この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　次項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
3　内閣総理大臣は、第一項の認可を受けた者がこの法律の規定に違反したとき、又は不正な手段により同項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
4　第一項の認可を受けた者は、当該認可に係る家庭用品の品質を識別するには、内閣府令で定める方法によらなければならない。
5　第一項の認可を受けた者は、当該認可に係る家庭用品について表示事項を表示する場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてしなければならない。

（命令の変更又は取消し）
第九条　内閣総理大臣は、第五条から第七条までの規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

（命令の要請）
第九条の二　経済産業大臣は、第五条、第六条第一項又は第七条の規定による命令が行われることにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該命令をすることを要請することができる。

（内閣総理大臣又は経済産業大臣に対する申出）
第十条　何人も、家庭用品の品質に関する表示が適正に行われていないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣総理大臣又は経済産業大臣（当該家庭用品の品質に関する表示が販売業者（卸売業者を除く。）に係るものである場合にあつては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に対して、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
2　内閣総理大臣又は経済産業大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第三条から第七条までに規定する措置その他適当な措置をとらなければならない。

（消費者委員会への諮問）
第十一条　内閣総理大臣は、第三条第一項若しくは第五項の規定により表示の標準となるべき事項を定め、若しくは変更し、又は第五条から第七条までの規定による命令をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。

第十二条　削除
第十三条　削除
第十四条　削除
第十五条　削除
第十六条　削除
第十七条　削除

（手数料）
第十八条　第七条の規定による表示をすることを求めようとする者及び第八条第一項の認可を申請する者（内閣総理大臣に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（報告及び立入検査）
第十九条　内閣総理大臣又は経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者、販売業者（卸売業者に限る。）若しくは表示業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、販売業者（卸売業者を除く。）から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
4　第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
5　次の各号に掲げる大臣は、第一項又は第二項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。
一　内閣総理大臣　経済産業大臣
二　経済産業大臣　内閣総理大臣

（独立行政法人製品評価技術基盤機構による立入検査）
第二十条　経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、同項の規定による立入検査を行わせることができる。
2　経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
3　機構は、前項の指示に従つて第一項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。
4　経済産業大臣は、第一項に規定する立入検査について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。
5　第一項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（機構に対する命令）
第二十一条　経済産業大臣は、前条第一項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

（内閣総理大臣への資料提供等）
第二十二条　内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

（権限の委任）
第二十三条　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。
2　この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に行わせることができる。

（都道府県又は市が処理する事務）
第二十四条　前条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限及びこの法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
2　前項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の一部は、政令で定めるところにより、市長が行うこととすることができる。

（罰則）
第二十五条　第五条から第七条までの規定による命令又は第八条第五項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。
第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
一　第八条第四項の規定に違反した者
二　第十九条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三　第十九条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第二十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。
第二十八条　第二十一条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

ホームページのご案内 …→

家庭用品品質表示法　検　索

家庭用品品質表示法について、各品質表示規程や解説、表示例等を、消費者庁のホームページでも確認できます。
アドレス …→ http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/

問い合わせ先 …→

消費者庁または経済産業省、お近くの
経済産業局にお問い合わせください。

消費者庁　表示対策課

〒100-8958　千代田区霞が関3-1-1　中央合同庁舎第4号館7階

TEL 03-3507-8800 (代表)

経済産業省　製品安全課

〒100-8901　千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-1511 (代表)

北海道経済産業局　製品安全室

〒060-0808　札幌市北区北8条西2　札幌第1合同庁舎

TEL 011-709-2311 (直通)

東北経済産業局　製品安全室

〒980-8403　仙台市青葉区本町 3-3-1　仙台合同庁舎（B棟）

TEL 022-221-4918 (直通)

関東経済産業局　製品安全室

〒330-9715　さいたま市中央区新都心1-1　さいたま新都心合同庁舎1号館

TEL 048-600-0409 (直通)

中部経済産業局　製品安全室

〒460-8510　名古屋市中区三の丸2-5-2

TEL 052-951-0576 (直通)

近畿経済産業局　製品安全室

〒540-8535　大阪市中央区大手前1-5-44　大阪合同庁舎1号館

TEL 06-6966-6098 (直通)

中国経済産業局　製品安全室

〒730-8531　広島市中区上八丁堀6-30

TEL 082-224-5671 (直通)

四国経済産業局　製品安全室

〒760-8512　高松市サンポート3-33　高松サンポート合同庁舎

TEL 087-811-8526 (直通)

九州経済産業局　製品安全室

〒812-8546　福岡市博多区博多駅東2-11-1　福岡合同庁舎本館

TEL 092-482-5523 (直通)

沖縄総合事務局　商務通商課

〒900-0006　那覇市おもろまち2-1-1　那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL 098-866-1741 (直通)

家庭用品品質表示法
ガイドブック

本冊子の内容は 2017年4月時点の内容です。最新情報については、ホームページ（116ページ参照）よりご確認下さい。